

よくわかる

ダイジェスト版
(おしらせ)

中退共

CHU TAI KYO
小企業 職金 済制度

新規加入ならなんと1年間最高6万円

国が掛金の一部を助成

管理カンタン、手間いらず

納付状況、

試算額もお知らせ

過去勤務も転職も通算可能

退職金準備の新常識

退職金は国の制度を上手く活用！

ホテルもレジャーもお得に
便利な提携施設の
割引サービス

助かります、魅力の非課税

しっかり受けよう、税法上の特典

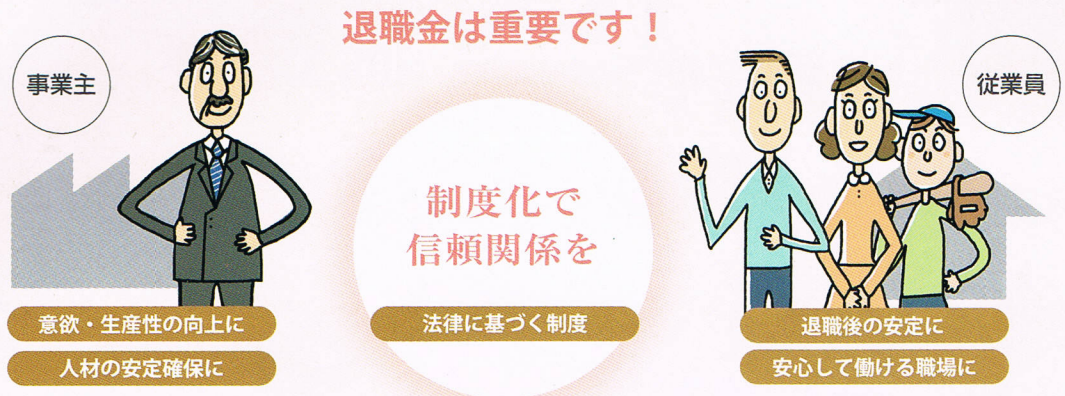
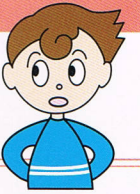
詳しくは中面へ!▶

GO



Q 中退共制度って？

国がつくった従業員の退職金制度です。



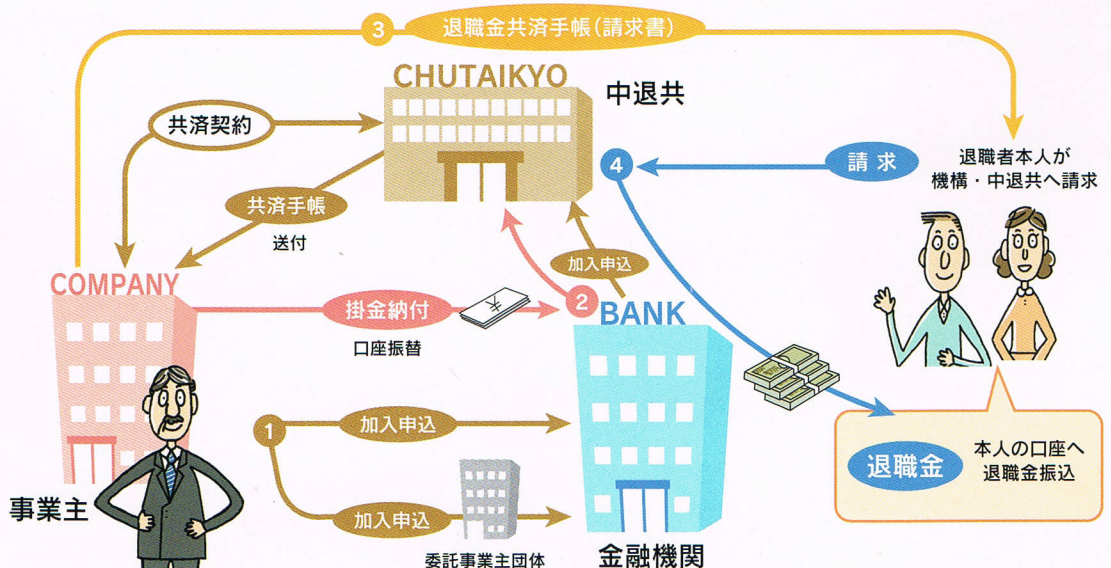
中小企業退職金共済制度(略称:中退共制度)は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。
この制度の運営については、中小企業退職金共済法に基づき設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共)が当たっています。

Q 制度のしくみを教えてください

事業主と機構・中退共が契約を結べば、あとは退職者に直接支払い。



- 1 事業主が機構・中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳を送付します。
- 2 毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担です。
- 3 事業主は、従業員が退職したときに「退職金共済手帳(請求書)」を従業員に渡します。
- 4 従業員の請求に基づいて機構・中退共から退職金が直接支払われます。



Q 加入の条件はどうなっているの？

条件を満たしている中小企業であれば
どなたでも加入できます。



加入できる企業

一般業種(製造・建設業等)

常用従業員数 300人以下
または
資本金・出資金 3億円以下

卸売業

常用従業員数 100人以下
または
資本金・出資金 1億円以下

サービス業

常用従業員数 100人以下
または
資本金・出資金 5千万円以下

小売業

常用従業員数 50人以下
または
資本金・出資金 5千万円以下

加入できる企業は、業種によって異なります。

常用従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、
①雇用期間の定めのない者②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

常用従業員数または資本金・出資金のいずれかが上記の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業や、公益法人等の場合は、常用従業員数によります。加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度または特定退職金共済制度に退職金相当額を引き継ぐことができます。

加入させる従業員

従業員は原則として全員加入させてください。

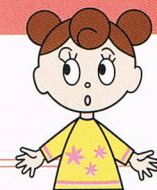
ただし、定年などで短期間に退職することが明らかな従業員、休職期間中の従業員、期間を定めて雇われている従業員等は加入させなくてもよいことになっています。

ご注意 (加入できない方)

- ①事業主および小規模企業共済制度の加入者、原則として法人企業の役員。
- ②中小企業退職金共済法に基づく「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」の被共済者。
※社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。

Q 掛金月額を選べますか？

年齢、勤続年数に応じて掛金を選べます。



掛金月額は、次の種類から従業員ごとに選択できます。

短時間労働者の方も加入することができます。

掛金月額 (16種類)	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

短時間労働者の 特例掛金月額 (3種類)

短時間労働者は、16種類の掛金月額の他に3種類の特例掛金月額も選択できます。

2,000円 3,000円 4,000円

★短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。

加入申込先 ▶ 金融機関：銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・商工中金

委託事業主団体：労働保険事務組合・中小企業団体中央会・商工会議所・商工会・青色申告会・労働基準協会・全国乗用自動車連合会・社会保険労務士会・中小企業勤労者福祉サービスセンター・日本税理士協同組合連合会・TKC企業共済会 等

関係行政機関 ▶ 厚生労働省労働基準局勤労者生活課・都道府県労働福祉主管課・都道府県労働局

協力会社 ▶ 生命保険会社(五十音順)：住友生命・第一生命・大同生命・太陽生命・日本生命・富国生命・明治安田生命

参考

当機構には、一般従業員を対象とした中退共制度のほかに、建設業・清酒製造業・林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象にした退職金制度として、特定業種退職金共済制度があります。この制度については、下記のそれぞれの本部へお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

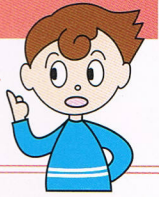
建設業退職金共済事業本部 TEL (03) 5400-4316
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL (03) 5400-4350
林業退職金共済事業本部 TEL (03) 5400-4334

当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
共済相談室 TEL (050) 5541-7171
URL <http://www.smrj.go.jp/>



退職金額はどう算出するの？



退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てです。

退職金

=

基本退職金

掛金月額と納付月数に応じて法令で定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1%として設計し定められた金額です。

(注) 予定運用利回りは、法令の改正により変わることがあります。

+

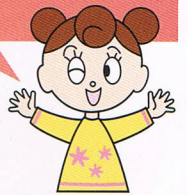
付加退職金

運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額です。具体的には、掛金納付月数の43か月目とその後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した総額です。

- 掛金納付月数が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となります。(これらは長期加入者の退職金を手厚くするためです。)3年7か月(43か月)から掛金相当額を上回る額になります。
- 退職金の受給権者は、従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。



加入の手続きを教えてください



- 「新規申込書」に記入、押印または署名をして、金融機関または委託事業主団体の窓口へ提出していただきます。加入後、新たに従業員を採用した場合などは、「追加申込書」を使用してください。(追加用の申込書を金融機関の窓口へ提出していただきます。)
- 短時間労働者が加入する場合は、「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」のいずれかの写しを添えてください。
- 新規加入の際、常時雇用する従業員数が次の規模以上の場合は「中小企業者であることの証明」が必要になります。
 ◎一般業種(製造業・建設業等)は250人 ◎卸売業、サービス業は90人 ◎小売業は40人
 なお、この証明を必要とする法人企業のうち、資本金・出資金の額が中小企業者の範囲内であれば、現在事項一部証明書(登記簿抄本)等を添えることで中小企業者であることの証明に代えることができます。
- 事業主と生計を一にする同居の親族が加入する場合、使用従属関係が確認できる書類として、「申込み従業員についての確認書(チェックシート)」「労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)」「賃金の支払いがあることが確認できる書類(賃金台帳の写し等)」が必要です。詳しくは「改正概要ちらし」をご覧ください。

基本退職金額表(抜粋)

(単位:円)

1,000円当りの額	納付年数(月数)	2,000円	5,000円	10,000円	14,000円	18,000円	22,000円	26,000円	30,000円
0	(1月~11月)	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	1年(12月)	7,200	18,000	36,000	50,400	64,800	79,200	93,600	108,000
24,000	2年(24月)	48,000	120,000	240,000	336,000	432,000	528,000	624,000	720,000
36,000	3年(36月)	72,000	180,000	360,000	504,000	648,000	792,000	936,000	1,080,000
48,170	4年(48月)	96,340	240,850	481,700	674,380	867,060	1,059,740	1,252,420	1,445,100
60,820	5年(60月)	121,640	304,100	608,200	851,480	1,094,760	1,338,040	1,581,320	1,824,600
73,710	6年(72月)	147,420	368,550	737,100	1,031,940	1,326,780	1,621,620	1,916,460	2,211,300
86,760	7年(84月)	173,520	433,800	867,600	1,214,640	1,561,680	1,908,720	2,255,760	2,602,800
99,950	8年(96月)	199,900	499,750	999,500	1,399,300	1,799,100	2,198,900	2,598,700	2,998,500
113,230	9年(108月)	226,460	566,150	1,132,300	1,585,220	2,038,140	2,491,060	2,943,980	3,396,900
126,560	10年(120月)	253,120	632,800	1,265,600	1,771,840	2,278,080	2,784,320	3,290,560	3,796,800
195,000	15年(180月)	390,000	975,000	1,950,000	2,730,000	3,510,000	4,290,000	5,070,000	5,850,000
266,660	20年(240月)	533,320	1,333,300	2,666,600	3,733,240	4,799,880	5,866,520	6,933,160	7,999,800
342,080	25年(300月)	684,160	1,710,400	3,420,800	4,789,120	6,157,440	7,525,760	8,894,080	10,262,400
421,310	30年(360月)	842,620	2,106,550	4,213,100	5,898,340	7,583,580	9,268,820	10,954,060	12,639,300
504,580	35年(420月)	1,009,160	2,522,900	5,045,800	7,064,120	9,082,440	11,100,760	13,119,080	15,137,400
591,790	40年(480月)	1,183,580	2,958,950	5,917,900	8,285,060	10,652,220	13,019,380	15,386,540	17,753,700
682,630	45年(540月)	1,365,260	3,413,150	6,826,300	9,556,820	12,287,340	15,017,860	17,748,380	20,478,900

(注1) 本表は基本退職金のみで、付加退職金を含んでおりません。(注2) 本表は平成14年11月1日から適用。なお、基本退職金額表は法令の改正により変わることがあります。



制度のメリットは何ですか？

何と言っても国の制度だから安全、安心です。



1

有利な国の掛金助成

新しく中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。

1. 新規加入助成

新しく中退共制度に加入する事業主に掛金月額の1/2(従業員ごと上限5,000円)を加入後4か月目から1年間、国が助成します。短時間労働者の特例掛金月額2,000円・3,000円・4,000円には掛金月額の1/2の額にそれぞれ300円・400円・500円が上乘せされます。

(注) 適格退職年金制度からの移行、および社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主は、助成の対象になりません。

2. 月額変更助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

(注) 20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。



同居の親族のみを雇用する事業主は「新規加入助成」および掛金の増額の際に適用される「月額変更助成」の対象になりません。

2

簡単な管理

掛金は口座振替ですので手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので退職金の管理が簡単です。

3

掛金は非課税

掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

(注) 資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

4

掛金月額の選択

従業員ごとに選択した掛金月額は加入後いつでも増額できます。また、掛金月額を減額する場合は一定の要件のもとで変更可能です。

5

通算制度でまとまった退職金

一定の要件を満たしていれば以下の通算ができます。

1. 過去の勤務期間

事業主が新しく中退共制度に加入する際、すでに1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間を通算できます。

(注1) 適格退職年金制度から資産移換のある従業員は過去勤務期間の通算はできません。

(注2) 小規模企業共済制度に加入していた期間は通算できません。

2. 中退共制度に加入している企業間を転職した場合

前の企業での掛金納付月数を通算できます。

3. 中退共制度に加入している企業と特退金制度*に加入している企業間を転職した場合

それぞれの制度へ前の企業での退職金を通算できます。

※特退金制度とは、商工会議所、商工会などの団体が運営している特定退職金共済制度を指します。

6

退職金は直接従業員へ

退職金は、機構・中退共から直接、退職者の預金口座に振込みます。退職金は一時金払いのほかに、一定の要件を満たしていれば、本人の希望により全部または一部を分割して受け取ることができます。(事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。)

資料の請求先は裏表紙

！ 適格退職年金制度からの移行先です

移行期限の平成24年3月31日までに資産移換の完了が必要です！！また、移行の手続きには半年程かかる場合もありますので、お早めの手続きをお勧めいたします！詳しくは、適格年金移行課へお問合せください。